

老 齡 保 障 と 経 済 負 担

江 見 康 一

1. 問題意識

わが国で「高齢化社会の到来」が叫ばれて久しいが、そのことが社会経済構造的にいかなる意味合いをもつかについては、部分的には兎も角、より包括的な視点からの、課題接近に対する理論的枠組みが十分提示されていないように思う。小論はこの点を多少とも切り開くためのいくつかの問題点を整理し、とくに老齢保障と経済負担の関係に焦点をあてて論じてみたい。

高齢化社会という表現は、常識的には、主として socio-demographic な側面に焦点をあてて、人口総数に占める老年人口(ふつう 65 歳以上)の割合が相対的に高まり、そのことが財政・経済や国民生活一般に重要な影響を及ぼすようになった社会、といってよいであろう。

ここで「高齢社会」と「高齢化社会」を用語として使い分け、前者はすでにそのような状態に達した社会、後者はそれに向かって進んでいる社会、いわば“aged”と“aging”の関係とする場合もある¹⁾。その場合、高齢化社会の到来を示す端的なメルクマールとしての老年人口割合を何%超と見るかについて、明確に理論づけをした文献は見当らない。しかし高齢社会と見られるヨーロッパ諸国のそれが、1975 年現在大部分が 13~14% であるのに対し、発展途上国のそれはなお 3~4% であり、その間にはっきり区別できる開差がある。日本は、第 1 回国勢調査のあった 1920 年の 5.3% から第 2 次大戦時を含む 1930~40 年代に 5% を切ったあと、1955 年には 1920 年の比率に戻り、その後漸増をつづけて、1965 年=6.3%、1970 年=7.1%、1975 年=7.9% と急テンポでその比率を

高めてきている。日本で高齢化社会の到来が国民世論としていっせいに盛り上った年を 1970 年とすると²⁾、それは老年人口比率が 7% を超えた時点と符節しているが、ヨーロッパ諸国でも高齢化対策が社会問題化したのは、経験的に見て老年人口比率が 7% を超えた頃からだという説もある。日本の場合は、昭和 40 年代後半を迎えて、「成長から福祉へ」という経済構造基盤の転換要請と、高齢化社会到来の警鐘とが、ほぼ同時的であったから、老年人口比率の面からだけ考察することはできない。

しかしながら、かつて W. W. ロストフは、『経済成長の諸段階』([2]を参照)において、経済発展段階を 5 段階に分け、とくに第 3 段階である「離陸期」の著しい経済的特徴の第 1 として、投資率の増大(国民所得の 5% もしくは 10% 以上への上昇)という指標をあげていることである。工業化社会へのテイク・オフのメルクマールとしての投資率は、テイク・オフを可能にする 1 つの基本条件の成熟度を示すものと考えられるが、高齢化社会への到来を示す老年人口比率の高まりは、たとえば福祉社会への移行を要請する基礎的条件の緊要度を示すものといってよい。ただし投資率が、他の先行的諸条件、たとえば労働需要の増大、都市化の進行、第 3 次産業の拡大、農業生産性の革命的上昇などの経済的諸指標と結びつけて考えられたように、高齢化社会の問題もまた、人口的側面と社会的側面とのかかわりの中で捉えられねばならない。小論の意図もまたこの点にある。

2. 高齢化社会を分析する視角

高齢化社会の到来がもたらす国民生活の厳しさ

1) [1] 207 ページ。

2) この年 9 月に「豊かな老後のための国民会議」が東京で開かれた。

を論ずる場合、その論理は次のようである。

①老年人口を生産年齢人口と対比して、現在は、働く世代6人が1人の老人を養う関係になっているが、21世紀の冒頭になると、これが3人に1人になり、扶養圧力が著しく高まる。

②高齢者は、稼働力が減退し、有病率も高まるうえに、戦後の核家族化によって家族による私的扶養が弱体化しているから、高齢者扶養は年金、医療、社会福祉など、社会保障の充実によって支えられねばならない。したがって高福祉・高負担は避けられない。

これらの論理の大すじについて筆者は異を唱えるわけではないが、それが社会評論としてでなく、社会科学として論じられるためには、その論理展開はもっと厳密でなければならないと考える。まず第1点については、公表されている年齢3階級別人口の将来推計を用いて、老年人口と生産年齢人口を機械的に対比させた結果として導かれる。しかしこの計算は、将来推計が正しいとしたうえで、次の問題点がある。

①扶養力を人数のタームだけで対比したもので、対比される2つの人口階級間の扶養・被扶養関係を仲立ちする経済循環が考えられていない。

②生産年齢人口は、大きく労働力人口と非労働力人口に分けられ、両者のもつ扶養力の意味は異なる。

③かりに労働力人口を中心に考えるとしても、その扶養力は老年人口だけに向けられるのではなく、労働力人口自体を養い、さらに非労働力人口および幼少年人口に向けられねばならない。

④生産年齢人口として区分される15歳以上人口のうち、とくに15～19歳階級には学生・生徒など非労働力人口の占める割合が大きい。また65歳以上老年人口の中にも、労働力人口が含まれている。

⑤したがって3区分による分析では十分でなく、また老年人口については、その中をさらに細分する必要が認められる。

昭和50年国勢調査の数字を用いて、以上の論点をふえんしょう。

表1から、

表1 年齢3階級別人口の構成(昭和50年)

人 口 区 分	人 口 数	構 成 比
総 人 口 N	11,898万人	100.0%
幼 少 年 人 口 Ch (0~14歳)	2,719	24.3
生 産 年 齢 人 口 P (15~64歳)	7,584	67.8
老 年 人 口 A (65歳以上)	886	7.9

(資料) 昭和50年国勢調査

$$N = P + Ch + A \quad (1)$$

したがって生産年齢人口 P の扶養負担は、

$$\frac{N}{P} = 1 + \frac{Ch}{P} + \frac{A}{P} \quad (2)$$

これに昭和50年の実数を代入すると、

$$\frac{N}{P} = 1 + 0.3587 + 0.116 \quad (3)$$

このうち右辺の第3項の $A/P \times 100 = 11.68$ はふつう老年人口指数と呼ばれるものである。この値は8.6人の P によって1人の老人が扶養される関係($=1/0.116$)を示すが、 P の扶養負担はそれだけではなく、 Ch/P の値の示すごとく、2.8人の P によって1人の幼少年人口を養わねばならぬ。ただしこの P の中には家庭の主婦や就業中の学生が含まれるから、 P の扶養力の中には労働市場に出て賃金・給料を得、それによって扶養するという労働力人口による所得扶養力と、家庭の主婦のよように労働市場には出ないが、家庭ないし地域において老人の世話を自発的に行うという非金銭的なサービスの供与による扶養力の2つが区別される。所得扶養に関する限り、家庭の主婦も学生も被扶養者の範疇に含まれることはいうまでもない。ここで P を労働力人口 L と非労働力人口 NL に分けて、上の(2)式を書き改めると、

$$\frac{N}{L} = 1 + \frac{NL}{L} + \frac{Ch}{L} + \frac{A}{L} \quad (4)$$

となり、これに同じく国勢調査による実数を代入すると、

$$\frac{N}{L} = 1 + 0.486 + 0.532 + 0.173 \quad (5)$$

となる³⁾。

(5)式から、 L は自からを扶養するとともに、

3) (5)式の計算根拠は次の通り。

総理府統計局の「労働力調査」によると、昭和50年現在15歳以上人口の就業状態別は次の通り。

2.1人で1人のNLを、1.9人で1人のChを、5.8人で1人のAをそれぞれ扶養する関係が導かれるが、当然のことながら(2)式の場合より働く世代の扶養負担は重くなる。

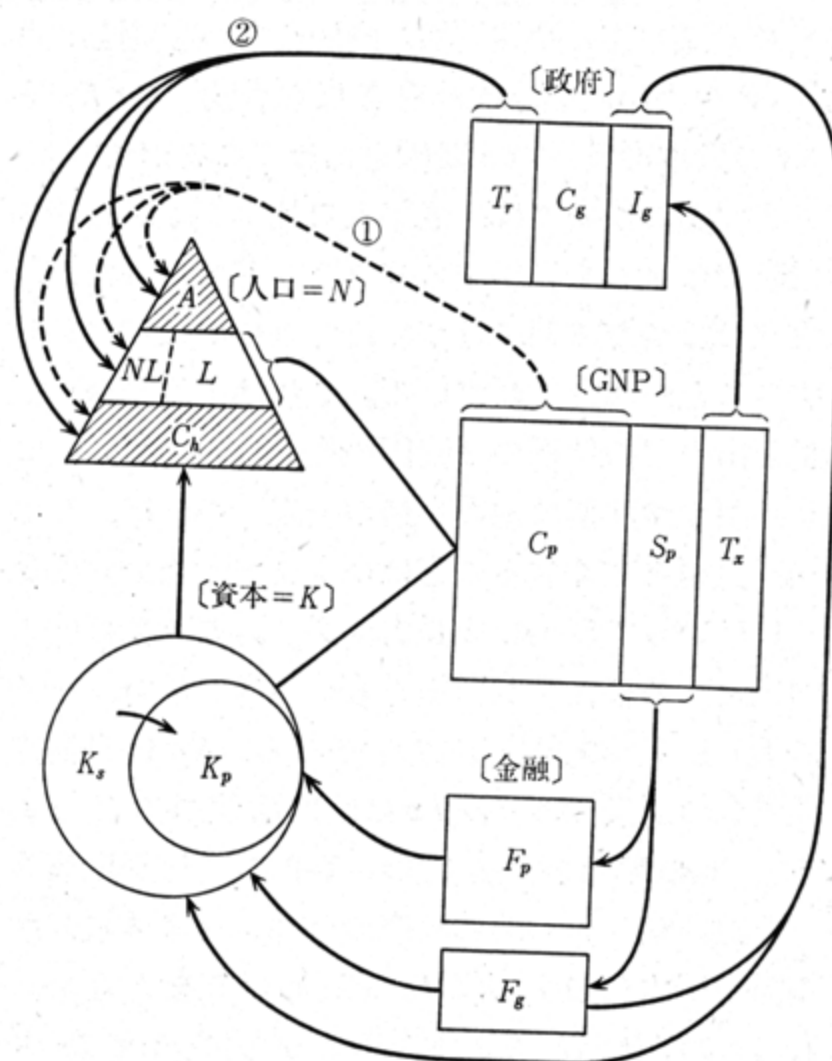
ところで前記の15歳以上人口総数のうち「通学」は約9%であるが、それが15~19歳の年齢階級に集中していることはいうまでもない。「労働力調査」によると、昭和50年現在15~19歳の労働力人口比率は21.1%(52年は19.1%)で約8割が非労働力人口として修学中である。したがって所得扶養力を見ようとする限り、PをLとNLに分ける根拠がここにある。同様に65歳以上についても、全部が非労働力人口ではなく、その労働力人口比率は昭和50年現在27.9%(ただし男44.4%,女15.2%と性別開差が大きい)で、約3割弱が働いていることが知られる。したがって、15~19歳については形式上生産年齢人口として表章されていても大勢はNLと見なされ、また65歳以上の老年人口については扶養負担を軽減して扶養力に転じる要素もあるから、老年人口指数のもつ意味を実質的に理解するためには、これらの点を修正した指数を示すべきであろう。

しかしながら以上はあくまで人数タームの対比にすぎないから、すでに指摘したように人口の年齢構造と国民経済の循環を結びつけねばならない。図1は、すでに他の著書でも引用したものであるが、ここでの議論の展開のために再度掲げる。

[A]	15歳以上人口総数	8,447万人
	労働力人口	5,323
	非労働力人口	3,095
	うち家事	1,611
	通学	759
[B]	その他	726
	労働力人口のうち65歳以上	245
	(男)	(166)
	(女)	(79)
	非労働力人口のうち65歳以上	662
	(男)	(223)
	(女)	(439)

[A]の各項目から[B]の65歳以上分を差引いたうえで、15~64歳の生産年齢人口について $N:NL$ を求めると、67.3%:32.7%がえられる。この比率を用いて、国勢調査のPを按分して求めた昭和50年のLとNLはそれぞれ5,104万人、2,480万人で、この値を用いて(5)式がえられる。

図1 国民経済と人口扶養力



〔人口〕

A : 老年人口

P : 生産年齢人口 = L + NL

L : 労働力人口

NL : 生産年齢人口中の非労働力人口

Ch : 幼少年人口

〔資本〕

Kp : 生産資本

Ks : 社会資本

〔GNP〕

Cp : 民間消費

Sp : 民間貯蓄

Tx : 租税(社会保険料を含む)

〔政府〕

Tr : 家計への移転

Cg : 政府消費

Ig : 政府投資

〔金融〕

Fp : 民間金融機関

Fg : 政府関係金融機関

(資料) 江見[5][6]

図1で明らかなように、人数のタームだけの対比であれば、それは左上の人口ピラミッド内の問題であるが、所得扶養力ということになれば、図のような国民経済循環を媒介としなければならない。したがって(4)式の、たとえば A/L は、Lが国民資本と結合してつくり出したGNPが処分され、国民消費支出としてAに向う部分と、同じく租税・社会保険料として政府・公共部門に入った財政資金が「家計への移転」TrとしてAに向う部分との2つの経路によって支えられるのである。このことが老人1人を何人のLで扶養するかということの意味内容である。したがって扶養力を考えるための要因は、少なくとも①人口ピラ

ミッドの年齢構成, ② L と K の結合の仕方 (L , K の産業構造, 産業組織, 技術水準, 生産性), ③ GNP の支出配分, ④ 政府支出の配分, ⑤ Kp と Ks の資本形成, の 5 要因をあげることができる。

まず①については, 老年人口比率が 5% 近傍の段階では日本も青年型のピラミッドであったが, 現在ではつり鐘型に近づき, さらにつぼ型に移行することが想定されている。これは平均寿命の延長と出生率の低下の 2 要因の複合作用による。つり鐘型やつぼ型は他の事情が一定であれば, L の扶養負担を重くすることはいうまでもない。②は一口にいて産業の成長力であり, これには⑤の国民資本の存在量が影響をもつ。③の場合, とくに Sp と Tx の配分が重要である。 Sp は民間産業資金の源泉であり, Tx は政府活動の原資である。 Tx の配分を大きくすればそれだけ民間資金が圧迫される。しかし政府の公共サービスに対する需要圧力が強まれば Tx を高めざるをえない。 Tx は Tr , Cg , Ig に 3 分されるが, 問題は Tr と Ig の配分関係であり, 社会保障の充実が進むにつれて各国とも Tr のシェアが Ig のそれを超える傾向にある。 Tr の増大を福祉関連予算の増大と見なせば, 公共システムを通じる福祉充実, Tx の負担増大を伴わざるをえないわけで, これが「高福祉・高負担」の謂いに他ならない。

問題は, 人口の各年齢層に流入する矢印に①の私的経路によるものと, ②の公的経路によるものが共に存在するが, これら 2 つの各年齢層への配分には重点の差があるだろうということである。この点に着目したのは P. F. ドラッカーであった。結論的にいえば, 彼は同じ被扶養者でも, A は主として社会保障によって, Ch は主として私的保障によって扶養されるという区分を考える。したがって社会的・政治的問題になるのは A/L 比率であって, $(A+Ch)/L$ の比率ではない, と述べている。将来の社会保障政策を考える方向としては, ドラッカーの指摘のようになるかもしれない ([3] を参照)。しかしその場合でも, 国民資源の配分としては, A だけではなく, 当然のことながら L , NL , Ch のいずれもが同時に配分対象として考察されねばならない。したがって, A/N ないし

A/L の傾向的増大は, ひとり老齢保障の問題だけではなく, 福祉資源を各世代にどのように配分するかという問題となる。別言すれば高齢化社会の問題は, 老年人口だけの問題ではなく, そのような老年人口の増大が他の L , NL , Ch の各人口との相対的变化を通じて, トータルとしての社会システムにどのようなインパクトを与えるかという問題である。さらにいえば, 高齢者問題は, 同時に新しい中年者問題, 新しい若年者問題でもあり, それらが総合的に考察されねばならないのである。

3. 年齢別扶養負担

老年人口に対する扶養負担の問題は, ひっきよう福祉資源の世代間配分に帰着するとすると, 議論の予備的考察として, マクロ的視点からの年齢階級別扶養費が推計されねばならない。表 2 はその手がかりである。表の (4), (5) 欄に注目すると, 次の諸点が指摘される。

- ①被扶養者総数の男女割合は, 約 36:64 である。
- ②被扶養者総数の年齢 3 階級別分布は, 約半数が幼少年人口に, 4 割強が家庭の主婦を中心とする生産年齢人口に, 10% が老年人口に属する。
- ③年齢 3 階級別被扶養者数を同一年齢階級の総数で割った被扶養者比率では, 幼少年人口は 100% といつてよく, 老年人口は 60% に近く, 生産年齢人口のそれは老年人口の半分である。
- ④生産年齢人口中 15~24 歳階級だけを抽出すると, 被扶養者比率が高まり, 同年齢階級に学生・生徒が多く含まれていることを示す。
- ⑤老年人口を男女別に示すと, 両者の被扶養者比率に著しい開差があり, 女性に労働力化率が低いうえに男性より平均寿命が長いことを示す。

以上のファクト・ファインディングスは, すでに図 1 に関連して整理した諸点を裏づけるものである。要するに扶養負担は, Ch に対するものが絶対的にも相対的にも一番大きく, NL は絶対数は Ch について多いが被扶養者比率は一番低く, A は絶対数は一番少ないが被扶養者比率はかなり高い。問題はそれぞれの年齢階級の扶養負担を金

表 2 年齢階級・性・經濟上の地位別世帯員数(昭和 51 年)

	総 数	内 訳			(1)の総数を 100とする分 布 (4)	(3)の総数を 100とする分 布 (5)	被扶養者比率 (3)/(1)=(4)
		最多収入者 (1)	生計補助者 (3)	被 扶 養 者 (3)			
総 数	112,018	34,275	22,897	54,845	100.0	100.0	49.0
男	54,956	28,863	6,420	19,673	49.1	35.9	35.8
女	57,061	5,412	16,477	35,172	50.9	64.1	61.6
0~14	26,700	3	14	26,684	23.8	48.6	99.9
15~64	75,831	31,623	21,470	22,738	67.7	41.5	30.0
65~	9,437	2,606	1,410	5,420	8.4	9.9	57.4
(再掲)							
15~24	17,122	4,025	5,095	8,002	15.3	14.6	46.7
65~							
男	4,122	1,892	706	1,522	3.7	2.8	36.9
女	5,315	712	704	3,898	4.7	7.1	73.3

(資料) 厚生省大臣官房統計情報部編『厚生行政基礎調査報告』(昭和51年)。
(注) 原資料を縮約・整理して示した。

表 3 社会福祉費の推移

単位: 億円

	昭 40	45	50	51
総 額	651(100.0)	1,674(100.0)	11,210(100.0)	13,124(100.0)
児 童	456(70.0)	1,157(69.1)	6,586(58.7)	7,445(56.7)
老 人	111(17.0)	285(17.0)	3,486(31.1)	4,279(32.6)
母 子	14(2.2)	25(1.5)	85(0.8)	93(0.7)
障 害 者	29(4.5)	102(6.1)	581(5.2)	710(5.4)
そ の 他	41(6.3)	105(6.3)	472(4.2)	597(4.5)

(資料) 総理府社会保障制度審議会事務局編『社会保障統計年報』1976年版。
(注) 児童=児童福祉, 心身障害児等対策, 児童扶養手当, 児童手当, 学校給食等。
老人=老人福祉, 老人医療。
母子=母子衛生, 母子福祉。
障害者=障害者福祉, 精神薄弱者福祉。

額で示すことができるかどうかである。その場合重要なことは、扶養費用が図 1 で示したごとく、私的消費支出として行われるものと、社会保障支出として行われるものとの 2 通りがあることである。これを分けて推計するためには、消費支出関連統計が個人ベースでかつ年齢階級別に示されていることであるが、大ていは家計ベースで世帯主年齢階級別の表章であり、ここでの推計には直接結びつかない。したがって第 1 次接近としては、世帯主年齢階級別に推計せざるをえないことになろう。しかし筆者のここでの目的は、年齢 3 階級別の扶養費のうち、どれだけが社会保障でまかなわれているかということであり、それによって老齡保障の負担を位置づけることにある。そこで社会保障統計の利用性を吟味しよう。

社会保障制度審議会の示す「狭義の社会保障」

は、Ⅰ公的扶助、Ⅱ社会福祉、Ⅲ社会保険、Ⅳ公衆衛生および医療の 4 項目から成っているが、これらのうちその費用が年齢 3 階級との関連で利用できそうなのは、社会福祉と、社会保険である。したがってこれら 2 つの項目について試算してみよう。

(1) 社会福祉費の年齢配分

社会福祉費のうち、その対象が「児童」、「老人」と明記してあるか、あるいはその区分が明瞭なものと、全年齢に共通なものとをふり分けると、表 3 のように示される。一見して、社会福祉の大宗は依然として児童関連であり、52 年度で 55% を占めるが、観察期間を通

表 4 年齢別有病率と受療率(昭和 50 年)

	有 病 率	受 療 率
総 数	10.99%	7.05%
0 歳	9.65	7.77
1~4	12.96	7.25
5~14	7.01	5.46
15~24	4.04	3.76
25~34	6.40	5.16
35~44	8.55	6.34
45~54	12.93	8.13
55~64	19.55	10.37
65~74	31.26	15.74
75~	32.81	18.67

(資料) 厚生統計協会『国民の福祉の動向』昭和 52 年版。

表 5 年齢階級別国民医療費の推計(昭和 50 年・月額)

	1人当り医療費(円)			各種医療保険年齢別加入者数(千人)					年齢別 受療率 %	国保医療 費(億円) (3)×(4) ×(9) =(10)	政管健保1人 当り修正医療 費(円) (11)	職域健保 医療費 (億円) (11)× (8)×(9) =(12)	国民医療 費 (10億円) (10) +(12) =(13)	構成比 (14)
	政管健保		国保	国保	政管 健保	組合 健保	その他	(5)+(6) +(7) =(8)						
	被保険 者分 (1)	被扶養 者分 (2)												
総数	5,326	3,309	3,981	43,919	28,244	26,256	13,515	68,015	7.05	1232.6 (1699.9)	4,318	2070.5 (2326.9)	3303.1 (4026.8)	100.0
0～4	・	2,437	2,560	3,211	2,467	2,855	1,432	6,754	7.51	61.7	2,437	123.4	185.1	4.6
5～9	・	1,840	1,705	3,380	2,177	2,277	1,122	5,576	5.46	31.5	1,840	55.4	86.9	2.2
10～14	・	1,399	1,275	3,438	1,820	1,733	1,276	4,829		23.9	1,399	36.5	60.4	1.5
15～19	2,021	1,360	1,462	3,122	1,928	1,895	959	4,782	3.76	17.2	1,691	29.9	47.1	1.2
20～24	2,891	1,914	2,336	2,600	2,805	2,802	881	6,488		22.8	2,403	58.6	81.4	2.0
25～29	3,334	2,686	2,685	3,117	3,220	3,202	1,331	7,753	5.16	43.2	3,010	120.4	163.6	4.1
30～34	3,612	2,854	2,828	2,958	2,515	2,690	1,100	6,305		43.2	3,233	105.2	148.4	3.7
35～39	4,283	2,786	2,749	3,051	2,323	2,235	813	5,371	6.34	53.2	3,535	120.4	173.6	4.3
40～44	5,489	2,969	2,866	3,151	2,141	1,812	1,106	5,059		57.3	4,229	135.6	192.9	4.8
45～49	6,609	4,365	3,170	3,041	1,777	1,529	1,012	4,318	8.13	78.4	5,487	192.6	271.0	6.7
50～54	7,807	5,036	4,366	2,584	1,413	1,032	778	3,223		91.7	6,422	168.3	260.0	6.5
55～59	9,389	6,011	5,148	2,522	1,134	611	392	2,137	10.37	134.6	7,700	170.6	305.2	7.6
60～64	12,129	6,638	6,528	2,506	918	477	376	1,771		169.6	9,384	172.3	341.9	8.5
65～69	15,543	8,776	8,351	2,085	651	399	336	1,386	15.74	182.1	12,160	265.3	539.4	13.4
70～	17,989	14,541	13,903	3,151	955	707	574	2,236		689.5	16,265	572.4	1261.9	31.3

(資料) 厚生統計協会『保険と年金の動向』, 同『国民衛生の動向』, 同『国民の福祉の動向』の各昭和52年版。
(注) 1) 1人当り医療費は政管健保は50・4月, 同国保は50・5月の各診療分である。
2) 政管健保以外の職域健保の1人当り医療費は政管健保と同じものを用いた。
3) 年齢別受療率は, 各種医療保険加入者に同一の率を用いた。75歳以上は18.67%であるが, 70歳以上の年齢にも65~69歳と同一の受療率を用いた。
4) 政管健保の1人当り修正医療費は, 被保険者分と被扶養者分の平均値を用いた。
5) 年齢別推計の積算と総数による推計とのあいだにギャップが生じるので, (14)欄の構成比は年齢別から積み上げた合計(カッコ内の数字)に対する百分比である。

じて老人関連が45→50年で著しくシェアを増大させたことが知られる。これは昭和48年からスタートしたいわゆる「老人医療無料化」制度の影響が大きい。いずれにしても児童関連のシェアの漸減と老人関連の漸増とが入れ替りつつあることが注目される。児童・老人関連以外の3項目は, これをそれぞれ年齢3階級にふり分けることができたとしても, 青壮年関連のシェアは5~6%と推定されるので, 社会福祉費に関する限り, それは児童と老人関連が中心費目となる。ただし表で見たように, 絶対数では児童が老人の約3倍(被扶養者数では約5倍)であるから, 児童対老人の相対関係においては, 児童関連はその数において, また老人関連は1人当り水準においてそれぞれ費用上の比較優位にあるものといえる。将来出生率の漸減傾向が続く一方, 老年人口が数においても増大すれば, 社会福祉費における児童対老人は, さらに老人関連に傾斜していくものと推測される。

(2) 医療保険給付費の年齢配分

年齢別に医療費がどのていど必要であるかは, 年齢別の医療需要によって規定される。表4はこの関係を示す。一見して年齢階級の進みにつれて有病率が高まるが, 45~74歳でそれが加速化することが知られる。有病率が潜在需要の反映であるのに対し受療率は顕在需要を示す。両者のギャップは本人の健康意識や受診機会の難易度(物理的のみならず制度的保障を含む)によって左右されよう。

問題は, 年齢階級別医療費である。「国民皆保険」の現在, その状況は健康保険統計によってえられるが, 代表的なのは表5に示された2種の保険である。表5は, 1人当り医療費が, 乳幼児段階を除いて年齢の関数であり, とくに60歳以上の老人医療費が高いことが知られる。したがって年齢階級別医療費は,

表 6 各種年金受給権者状況(昭和51年)

	人 員 (人)				
	厚生年金	国民年金	福祉年金	計	構成比
合 計	2,803,183	3,876,727	4,936,000	11,615,910	100.0
老 齡 年 金	1,800,028	3,550,944	4,381,365	9,812,337	84.5
障 害 年 金	135,930	154,353	550,098	840,381	7.2
母 子 年 金	—	128,151	4,537	132,688	1.1
遺 族 年 金	787,225	43,279	—	830,504	7.2
	金 額 (100万円)				
	厚生年金	国民年金	福祉年金	計	構成比
合 計	1,599,394	160,739	761,108	2,521,241	100.0
老 齡 年 金	1,179,895	140,148	639,805	1,959,848	77.7
障 害 年 金	80,180	12,387	120,384	212,951	8.4
母 子 年 金	—	7,138	919	8,057	0.3
遺 族 年 金	339,319	1,066	—	340,385	13.5

(資料) 前掲『社会保障統計年報』昭和53年版。

(注) 1) 老齡年金には特別老齡年金(老齡特別給付金)通算老齡年金を含む。

2) 遺族年金には通算遺族年金、遺児年金、寡婦年金を含む。

3) 母子年金には準母子年金を含む。

年齢階級別1人 (m_i) × 年齢階級別 (P_i)
 年当り医療費 年当り患者数

を保険種別毎に求め、それを集計することになる。しかしこれを厳密に行うことはできないので、取りあえず簡便法で試算してみよう。その最終的結果は表5の(13)欄に示されている。推計過程でもうけた多くのラフな仮定のため、その合計は別途推計された国民医療費と差が生じる。ちなみに、年齢別から積み上げた月額4027億円を単純に12倍すると4兆8324億円となり、昭和50年国民医療費の保険者等負担分の4兆7933億円に近い値となる。しかしここでの問題は、国民医療費の年齢階級別配分である。そこで表5の(14)欄に注目すると、70歳以上の年齢が実に31.3%のシェアを示し、また65~69歳のそれは13.4%であるから、両者合わせた65歳以上のシェアは、約45%となる。これは推計上の問題もあって、かなり多いめに出ているからこの数字は割引いて考えねばならないし、筆者も表5で例示した推計の改善につとめたいが、少なくとも30%程度は65歳以上によって占められていると推定される。いま上記の推計が正しいとして年齢3階級別の配分を見ると、幼少年=8.3%、生産年齢=49.4%、老年=44.7%となり、被保険者総数=総人口で7.9%のシェアである65歳以上の老年人口が、医療費で

は国民医療費の30~45%を占めているという驚くべき結果が示されていることである。老齡者の保健医療を現行の医療保険体系の中でどのように受け止めるべきかが真剣に審議されているのも上記のような計数的裏づけのためと考える。

なお筆者の目的からいえば、上の推計は、第1節で述べたように、労働力人口とそれ以外の被扶養人口とに分けて年齢3階級別に考察したいのであるが、この点の推計は後日を期したい。

(3) 公的年金の年齢配分

社会保険の大宗として、高齢化社会の所得保障を支えるものは公的年金である。ただし、年金は老齡年金が中心であり、医療給付が乳幼児から高齢者までの全年齢階級を対象とするのとは異なっている。したがって年金給付に関する限りは、制度によってその開始年齢には差があるとはいえ、年齢配分は当然のことながら定年退職後の老年期に集中する。もちろん公的年金(拠出年金)には、老齡(退職)年金だけではなく、障害(廃疾)年金、遺族年金等の区別があるから、それらの年金給付額が年齢階級別にえられれば、筆者の意図する分析を進めることもできる。

しかし公表された資料では年齢階級別はえられないので、厚生年金、国民年金、福祉年金の3制度を取り上げ、それと年金種別とを組み合わせた表を作成してみよう。表6を一見すれば、年金受給権者ベースで見て、人員、金額のいずれによっても、年金が老齡年金に集中していることは明らかである。以上の3制度のうち厚生年金について、社会保障研究所の年齢別推計(昭和45年)によると、55~64、65~74、75~の3年齢階級で見て、人員の配分はこの順序で、32.9%、59.2%、7.7%であり、老齡年金額は、同じく36.5%、56.4%、6.8%で、年金給付が65~74歳の、筆者のいう「中老段階」で高い比重を占めることがわかる。もちろんこの配分比率は、高齢化の進行速度と、年金制度の成熟度との相乗作用によって変化するから、老齡年

表 7 老齢保障の3段階

老年期区分	年齢区間	ニーズ	保障の重点	推進主体
I 初老期	55～64歳	55歳定年 実施企業 47%	高齢者雇用 開発による 就労推進	企業・国
II 中老期	65～74	65歳より 国民年金 給付開始	公的年金へ の依存度増 し、就労漸 減	国
III 高老期	75～	寝たきり 老人・ひ とり暮らし 老人増加	公的年金に 依存する一 方医療・老 人福祉の比 重増大	地方自治 体・コミ ュニティ ・家族・ 近隣

金の人員と金額が中老段階でつねに最も高くなるという確証はない。しかし老齢保障は年金だけでなく、高年者雇用、老人医療、老人福祉など、各種の分野があり、それらすべてが老年期の各段階にわたって老齢保障体系の一環となっている。その場合、老年期の進みを考えると、以上の保障種別の組合せにおける重点分野は、各段階によって異なるであろう。いまその組み合わせを模型的に示せば表7のように整理されよう。老齢保障はこのように、各種保障を老年期の各段階にわたって総合的に考えねばならず、年金保障もこのような総合体系の中で、その役割を正しく位置づけねばならない。

しかし公的年金の問題は、受給権者からみた保障水準の充実ということだけではない。本稿の当初からの問題意識からいえば、年金制度が安定的に推移するためには、保険料拠出段階にある青壮年層の負担と、受給段階にある老年層の給付とが、

マクロ的にどのようなバランスになり、その長期的推移がどのように見通されるのかということの考察・分析である。この場合、最も基本的には人口の年齢構成とその長期予測、給付水準と拠出負担水準の適正な設定、およびそれをつなぐ保険システムの効率化、現行の分立した制度の統合化、インフレに対する防衛措置としての物価スライド制と生活水準の将来動向など、関連する諸要因を考慮に入れねばならない。そのさい公的年金だけでなく、私的年金としての企業年金と個人年金との補完関係および老齢保障の3段階で述べた社会保障各種別間の相互補完関係も、公的年金の保障効果を考える時に考慮されねばならない。

年金制度のこれからのあり方については、すでに政府・民間の各種審議会からの提言・意見が数多く出されている([4]を参照)。これらを踏まえてのマクロ分析は筆者にとっての次の課題である。

3 結びにかえて

紙幅の関係で、第2節で個別的に取り上げた社会福祉、医療、年金以外の社会保障関連分野については、ふれることができなかった。しかし社会保障費用の年齢別配分関係を考察するには、その他の分野をも含めねば総合的分析にはならない。したがって、残された分野を含む今後の研究課題としては、表8に示すような分析を考えている。すなわち表側の年齢段階と、表頭の保障種別とのマトリックス⁴⁾を考え、両者の交わったボックスの中に、それぞれの被保障人員と保障金額を対応させ、このようなマトリックスの時系列変化を分析することによって、今後の財政負担の動向と、調達されるべき財源種別、およびそれらを含めた福祉政策のあり方を導き出したいと考える。筆者は老齢保障だけについては、すでに同様の議論を展開したが、福祉資源の世代間再分配という視点から、それを全ライフサイクルに展

表 8 社会保障・教育費用の年齢配分

	公的 扶助 (1)	社会 福祉 (2)	医 療 (3)	年 金 (4)	雇 用 (5)	計 (6)	義務 教育 (7)	合 計 (6)+(7) =(8)
総 数								
0～14歳								
15～64								
(老I)								
(老II)								
65～								
(老III)								

(注) 老I(55～64)、老II(65～74)、老III(75～)は筆者が「老齢保障の3段階」として分析したさいの年齢区分である(文献[5][6])。

4) たとえば労働総同盟の『70年代の福祉ビジョン』(昭和47年)に同様の構想が示されている。

げようとするものである。

もちろん表8は、あらましの構図であり、年齢区分の刻みや、保険における被保険者と被扶養者別、および公費負担、保険者負担、自己負担などの区別など、さらにきめ細かく区分する必要がある。いずれにしてもこのような工夫によって、それは筆者が本論文の最初の部分に掲げた図1の国民経済循環図に結びつくわけである。これらについてのいっそうの展開は、他日を期したい。

(一橋大学経済研究所)

参考文献

[1] 岡崎陽一『高齢化社会への転換』広文社、昭和54年。

[2] W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth—A Non-Communist Manifesto*, Cambridge University Press, 1960.

[3] Peter F. Drucker, *The Unseen Revolution—How Pension Fund Socialism Came to America*, Harper & Row, Publishers, New York, 1976(邦訳佐々木・上田訳『見えざる革命』ダイヤモンド社、昭和51年)。

[4] 厚生省年金局『年金制度基本構想懇談会中間意見』昭和52年12月、社会経済国民会議『高齢化社会の年金制度—生涯資産の確立をめざして—』(改訂版)昭和53年5月。

[5] 江見康一「老齡保障の財政—保障体系の総合化—」『福祉財政の基本構想』財政研究所、昭和52年3月。

[6] Koichi Emi, *Essays on Service Industry and Social Security in Japan*, Kinokuniya, 1978.

農業経済研究 第50巻 第2号 (発売中)

農産物価格問題と日本農業——昭和53年度大会討論会報告——

金 沢 夏 樹: 会長挨拶

暉 峻 衆 三: 座長挨拶

《報告とコメント》

白 井 晋: 米価問題の現段階的意義

樋 口 貞 三: コメント

鈴木 敏 正: 牛乳「過剰」と乳価政策

松 尾 幹 之: コメント

桐 野 昭 二: 地域農業と価格政策

多門院和夫: コメント

七 戸 長 生: 地域農業構造と価格問題

梅 木 利 巳: コメント

B5判・52頁・680円 日本農業経済学会編集・発行/岩波書店発売